

(46) 学校教育事業の取扱いについて

(46) 学校教育事業

教育専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 奨学資金貸付制度	<ul style="list-style-type: none"> ・対象 高等学校等に在学するもの(中等教育学校の後期課程・高等専門学校 1～3年生まで・盲、聾、養護学校の高等部・専修学校の高等課程) ・貸与月額 国公立 18,000円 私 立 30,000円 ・基金総額 250,000千円(平成14年度末) 	該当なし。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象 高等学校・専修学校・各種学校及び大学・大学院に在学する者 ・貸与月額 高等学校 13,000円以内 大学等 30,000円以内 ・基金総額 30,631,599円(平成14年度末)

(様式2) その2

(46) 学校教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<ul style="list-style-type: none"> ・対象 高等学校・高等専門学校又は大学、短期大学、専修学校に在学する者 ・貸与月額 高等学校、高等専門学校、 専修学校高等部 10,000円以内 専修学校専門課程、一般課程、 短期大学、大学 20,000円以内 ・基金総額 6,629,792円(平成14年度末) 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象 高等学校・高等専門学校又は大学(短期大学を含む)に在学する者 ・貸与月額 町内高等学校 10,000円 町外高等学校 20,000円 高等専門学校又は大学 25,000円 ・基金総額 27,659千円(平成14年度末) 	<p>奨学金貸与対象者、貸与額等が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。ただし、桜島町、松元町、郡山町が合併する日の前日までに貸与を決定した奨学生については、正規の修業期間を終了するまでの間、現行どおりとする。 桜島町、松元町及び郡山町の基金条例は合併の前日までに廃止し、現金については合併時に鹿児島市の一般会計の歳入に繰り入れ、貸付金については債権として引き継ぐものとする。</p>

(46) 学校教育事業

教育専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
2 就学援助事業	<p>制度・・・児童・生徒の学校教育において経済的に困窮している保護者に学校での費用の一部を援助する</p> <p>申請時期・・・4～5月</p> <p>認定基準・・・生活保護基準額を基に世帯ごとの目安となる基準額を設定</p> <p>支給項目 学用品費等 新入学学用品費 修学旅行費 学校給食費 医療費 校外活動費(泊あり) 体育実技用具費 通学費</p>	<p>制度・・・児童・生徒の学校教育において経済的に困窮している保護者に学校での費用の一部を援助する</p> <p>申請時期・・・在校生 2月 新入生 4月</p> <p>認定基準・・・国の認定基準に基づく (前年度又は当該年度において生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者等)</p> <p>支給項目 学用品費等 新入学学用品費 修学旅行費 学校給食費 医療費 </p>	<p>制度・・・児童・生徒の学校教育において経済的に困窮している保護者に学校での費用の一部を援助する</p> <p>申請時期・・・在校生 3月 新入生 4月</p> <p>認定基準・・・国の認定基準に基づく (前年度又は当該年度において生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者等)</p> <p>支給項目 学用品費等 新入学学用品費 修学旅行費 学校給食費 医療費 </p>

(様式2) その2

(46) 学校教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>制度・・・児童・生徒の学校教育において経済的に困窮している保護者に学校での費用の一部を援助する</p> <p>申請時期・・・4～5月</p> <p>認定基準・・・国の認定基準に基づく (前年度又は当該年度において生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者等)</p> <p>支給項目 学用品費等 新入学学用品費 修学旅行費 学校給食費 医療費</p>	<p>制度・・・児童・生徒の学校教育において経済的に困窮している保護者に学校での費用の一部を援助する</p> <p>申請時期・・・在校生 3月 新入生 4月</p> <p>認定基準・・・国の認定基準に基づく (前年度又は当該年度において生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者等)</p> <p>支給項目 学用品費等 新入学学用品費 修学旅行費 学校給食費 医療費</p>	<p>申請時期、認定基準、支給項目等が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>

(46) 学校教育事業

教育専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
3 遠距離通学費補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 市立小・中学校に校区内から通学し、交通機関を利用している児童生徒の保護者 児童 片道4km以上 生徒 片道6km以上 51人 ・補助額 1カ月当たりの通学定期券の購入費(学期内に1月に満たない期間があるときは、1月通学定期券と登校すべき日数に利用した交通期間の旅客運賃のいずれか低い額) 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 町内に在住する児童・生徒で遠距離を通学する者 児童 片道4km以上 生徒 片道6km以上 206人 ・補助額 バス利用者 194人 年額 24,000円 自転車利用者 12人 購入費 30,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 児童・生徒については赤水・高免地域から通学する者 児童 片道4km以上、 生徒 片道6km以上 95人 ・補助額 児童22人 通学定期券から1,240円の個人負担額を控除した額 生徒15人 通学定期券から1,450円 の個人負担額を控除した額
4 公立幼稚園の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> 1設 立 昭和53年4月1日 2園 数 2園(宮川、皆与志) 3学級数 2 4園児数 宮川14人、皆与志18人 5教職員 教諭2人 	該当なし。	<ul style="list-style-type: none"> 1設 立 昭和48年4月1日 2園 数 1園(桜峰) 3学級数 3 4園児数 60人 5教職員 教諭4人、園長1人

(様式2) その2

(46) 学校教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 町立小学校へ通学し、交通機関を利用している者児童 片道4km以上 28人 身体に障害がある児童 片道2km以上 14年度対象者なし ・補助額 1カ月当たりの通学定期券の購入額の65%以内とし、予算の範囲内とする。ただし、通学 定期購入額から補助金を引いた額が1,000円を超えた場合は、その超える額を加算支給することができる。 (自転車通学) 自転車の点検を公費で行っている。 手数料 150円×46台 自転車の保険を公費でかけている。 保険料 450円×35台 	補助対象者及び補助額が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
1設 立 昭和32年4月1日 2園 数 1園(松元) 3学級数 5 4園児数 140人 5職 員 教諭6人、園長1人	該当なし。	鹿児島市、桜島町及び松元町のみ。	桜島町、松元町の幼稚園については、合併時に鹿児島市の幼稚園として引き継ぐものとする。

(46) 学校教育事業

教育専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
5 公立幼稚園保育料減免制度	<p>生活保護世帯・市民税非課税世帯 ...保育料額全額免除</p> <p>所得割額 5,000円未満の世帯 ...保育料額の3分の2(47,200円) 減額</p> <p>所得割額10,000円未満の世帯 ...保育料額の2分の1(35,400円) 減額</p> <p>(鹿児島市立幼稚園の保育料の減免に関する規則 昭和53年4月1日)</p>	該当なし。	<p>生活保護世帯・町民税非課税世帯 ...20,000円減額</p> <p>所得割が非課税世帯 ...20,000円減額</p> <p>(国の幼稚園就園奨励費補助金の国庫補助限度額の基準)</p>
6 公立幼稚園児の送迎	該当なし。	該当なし。	送迎 町営定期バス料金を全額補助 定期バスに送迎人(臨時)が乗り込んで送迎

(様式2) その2

(46) 学校教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
生活保護世帯・町民税非課税世帯 ...20,000円減額 所得割が非課税世帯 ...20,000円減額 (国の幼稚園就園奨励費補助金の国庫補助限度額の基準)	該当なし。	減免基準が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
送迎 マイカー2台で送迎 (運転手は囑託) H8.4.5 購入 H11.1.7購入	該当なし。	桜島町及び松元町のみ。	桜島町のバス料金補助制度については、合併する年度の翌年度に廃止する。ただし、合併する年度に制度の適用を受けている者については、卒園時まで継続するものとする。送迎人については現行どおりとする。 松元町の送迎バスについては存続させるが、運営方法等については合併時までに調整する。

(46) 学校教育事業

教育専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
7 高校生等通学補助	該当なし。	該当なし。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 桜島町に住民登録をし居住している者で、町営バス及び町営フェリ-で通学している高校生・大学生等 ・補助金 バス・フェリ-利用者 通学定期個人負担額 4,120円を超える金額を補助する。(月額) (14年度決算額 2,042千円)
8 学校クーラーの設置	<p>設置室 図書室、保健室、コンピュータ室、校長室、音楽室、職員室、事務室、主事室、理科実験室、家庭科調理室、視聴覚室(中・高)、教育相談室(中・高) 活動火山対策特別措置法(国庫補助)に基づき設置。</p>	<p>設置室 パソコン室</p> <p>単独費で設置(一部「公立学校施設整備費国庫補助要項」に基づき補助事業で設置)</p>	<p>設置室 全教室</p> <p>活動火山対策特別措置法(国庫補助)に基づき設置</p>

(様式2) その2

(46) 学校教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	<p>合併する年度から起算して3年度を経過した年度までに廃止するものとし、廃止までの間の補助金の額については段階的調整を行うものとする。 合併する年度は現行どおりとする。</p> <p>(調整内容) 補助金の額については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併する年度の翌年度は、バス及びフェリーの通学定期料金の合計額から当該通学定期の最低料金の合計額を差し引いた額の3/4の金額とする。 ・合併する年度の翌々年度は、バス及びフェリーの通学定期料金の合計額から当該通学定期の最低料金の合計額を差し引いた額の2/4の金額とする。 ・合併する年度から起算して3年度を経過した年度は、バス及びフェリーの通学定期料金の合計額から当該通学定期の最低料金の合計額を差し引いた額の1/4の金額とする。
設置室 パソコン室、保健室 単独費で設置	設置室 パソコン室、保健室 単独費で設置	整備方針が異なる。 鹿児島市及び桜島町は、活動火山対策特別措置法による国庫補助を受けて整備を実施してきているが、その他の町は同法が適用されていないため、合併後の国庫補助の適用範囲について国の動向を調査する。	現行どおりとする。 (ただし、活動火山対策特別措置法の適用の動向を見極めながら調整する。)

(46) 学校教育事業

教育専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
9 教職員住宅管理事業	1 入居資格 教職員住宅が設置されている学校に在職する教職員 2 管理規則等 鹿児島市教職員住宅管理要領 3 設置状況 計 8戸	1 入居資格 町立小・中学校に勤務する者。ただし特別の事情がある時はその限りではない。 2 管理規則等 吉田町教職員住宅管理規程 3 設置状況 計 22戸 共済住宅償還金残高(14年度末) 23,524,733円	1 入居資格 原則として町立幼・小・中学校に勤務する者 2 管理規則等 桜島町教職員住宅管理規程 3 設置状況 計 34戸 共済住宅償還金残高(14年度末) 22,280,642円
10 私立幼稚園就園奨励費補助事業	・14年度予算(補助金のみ) 489,657千円(7,319人) 交付方法 4月～9月、10月～3月分を年2回に分けて園の設置者に交付。 途中入退園者に対する交付額 入園料の有無を勘案し、それぞれ月割り計算額を交付。 私立63園	・14年度予算(補助金のみ) 10,338千円 (142人:13年度実績) 交付方法 一年分を一括して園の設置者に交付 途中入退園者に対する交付額 入園料の有無を勘案し、それぞれ月割り計算額を交付。 私立2園	該当なし。
11 校区の弾力化	鹿児島市指定学校変更事務取扱要領により平成10年度から弾力化を実施。	特に基準は設けていない。個々のケースにより判断する。	特に基準は設けていない。個々のケースにより判断する。

(様式2) その2

(46) 学校教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
1 入居資格 町内の小・中学校に勤務し、教育長が 認めた者 2 管理規則等 特に定めていない 維持管理は町総務課管財係 3 設置状況 計 15戸 共済住宅償還金残高(14年度末) 47,689,013円	1 入居資格 町立の小・中に勤務し公立学校共済組 合員の資格を有する者 郡山町教育長 管理者(町長)が認めた者 2 管理規則等 郡山町教職員住宅管理規則 3 設置状況 計 18戸 共済住宅償還金残高(14年度末) 33,143,014円	設置状況、管理運営方法等が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 4町の職員住宅建設に係る公立学校共済組合 に対する債務については、合併時に鹿児島市 に引き継ぐものとする。
・14年度予算(補助金のみ) 1,349千円(13人) 交付方法 年1回・園の設置者に交付。 年内に交付予定。 途中入退園者に対する交付額 保育料の月割り計算額を交付。 14年度から事業を開始。	・14年度予算(補助金のみ) 5,000千円(79人) 交付方法 年1回2月に交付 途中入退園者に対する交付額 入園料の有無を勘案し、それぞれ月割り 計算額を交付。 私立1園	交付方法等が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適 用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
特に基準は設けていない。 個々のケースにより判断する。	特に基準は設けていない。 個々のケースにより判断する。	4町には、指定学校変更基準がない。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統 合する。 合併する年度は現行どおりとする。

(46) 学校教育事業

教育専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
12 特認校児童送迎事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。
13 学校評議員制度	<p>保護者や住民等を把握しこれを学校運営に反映させることにより、開かれた学校づくりを推進するため、校長の求めに応じて意見を述べる学校評議員を設置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開始年度 平成15年度から2年間、協力校として実施 2 実施校 小8校、中4校、高1校 3 会議開催回数 原則として個人聴取とする 4 任期 1年 5 謝金等なし 	該当なし。	該当なし。
14 国際交流教育の推進事業	ALT10人 予算54,577千円	ALT1人 予算5,077千円	該当なし。

(様式2) その2

(46) 学校教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	花尾小の児童減少対策として、郡山小校区の児童が花尾小に通学。 その児童の送迎を実施。 平成14年度転入学児童 1人 公用車使用326,000円(賃金) 平成15年度 2人 タクシー委託料612,000円	郡山町のみ。	合併する年度の翌年度に廃止する。ただし、合併の日の前日までに制度の適用を受けている児童については、卒業時まで継続する。
保護者や住民等を把握しこれを学校運営に反映させることにより、開かれた学校づくりを推進するため、校長の求めに応じて意見を述べる学校評議員を設置 1 開始年度 平成14年度 2 実施校 小4校、中1校 3 会議開催回数 各学校学期1回(年3回) 4 任期 委嘱の日から該当年度の末日まで 5 謝金等 1回につき3,000円	保護者や住民等を把握しこれを学校運営に反映させることにより、開かれた学校づくりを推進するため、校長の求めに応じて意見を述べる学校評議員を設置 1 開始年度 平成14年度 2 実施校 小3校、中1校 3 会議開催回数 各学校学期1回(年3回) 4 任期 1年 5 謝金等 1人年間10,000円	設置状況が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
ALT1人 予算4,992千円	ALT1人 予算4,476千円	雇用状況が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

(46) 学校教育事業

教育専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
15 個性あふれる学校づくり推進事業	各学校の総合的な学習の時間の経費負担 総額20,005千円(15年度予算)	各学校の総合的な学習の時間の経費負担 総額484千円(15年度予算)	各学校の総合的な学習の時間の経費負担 総額93千円(15年度予算) ただし、報償費のみ
16 障害児教育の推進(小・中工事)	特殊学級の整備 1 和室 (小:46/46校, 中:25/26校) 温水シャワー(43/46校, 5/22校) 手洗い場(45/45校, 26/26校) 調理台(0/45校, 13/26校) 2 予算 29,155千円(14年度)	特殊学級の整備 1 和室 (小:1/3校, 中:0/1校) 温水シャワー(0/3校, 0/1校) 手洗い場(1/3校, 0/1校) 調理台(0/3校, 0/1校) 2 予算 0千円(14年度)	特殊学級の整備 1 和室 (小:1/2校, 中:1/1校) 温水シャワー(0/2校, 0/1校) 手洗い場(1/2校, 1/1校) 調理台(0/2校, 0/1校) 2 予算 0千円(14年度)
17 預かり保育事業	私立幼稚園協会に対する助成事業の中で実施。長期休業中に預かり保育を実施している幼稚園に対して補助。(預かり保育園児1人1日当たり248円)	該当なし。	保育時間終了後、預かり保育を希望する園児を対象。 臨時職員1人 1,222千円 保護者負担なし

(様式2) その2

(46) 学校教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
各学校の総合的な学習の時間の経費負担 総額1,500千円(15年度予算)	各学校の総合的な学習の時間の経費負担 総額235千円(15年度予算) ただし、バス借り上げ料と運転手賃金 のみ	経費負担の費目等が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
特殊学級の整備 1 和室 (小:3/3校,中:1/1校) 温水シャワー(1/3校,0/1校) 手洗い場(3/3校,1/1校) 調理台(0/3校,0/1校) 2 予算 2,700千円(14年度) 階段昇降車1台整備済み	特殊学級の整備 1 和室 (小:0/1校,中:0/0校) 温水シャワー(0/1校,0/0校) 手洗い場(0/1校,0/0校) 調理台(0/1校,0/0校) 2 予算 0千円(14年度)	整備状況が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	実施状況が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。ただし、桜島町の預かり保育事業については現行どおりとする。

(46) 学校教育事業

教育専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
18 中学校選手遠征費補助金	1 対象事業 中体連が主催する九州・全国大会 2 対象経費及び補助率 交通費、宿泊費の2分の1	1 対象事業 中体連が主催する九州・全国大会 2 対象経費及び補助率 旅費(宿泊費を含む)、食費(昼食)など 実費額中 (1)全国大会・・・3分の2を補助 (2)九州大会・・・2分の1を補助	1 対象事業 県代表として出場する九州・全国大会 2 対象経費及び補助率 交通費・宿泊費等実費額中 (1)中学校体育連盟主催の 全国・九州大会 ・・・全額を補助 (2)その他の大会・・・2分の1を補助
19 学校給食の管理運営事業	1 学校数等 自校方式校・・・59校 センター校・・・31校(2場) 2 雇用形態(調理員) 自校方式校・・・市職員 センター・・・民間委託 3 委託状況 自校方式校・・・該当なし センター・・・調理、配送、 回収、洗浄	すべてセンター校 1 学校数等 7校(1場) 2 雇用形態(調理員) 町職員、町臨時職員 3 委託状況 配送、回収	すべて自校方式校 1 学校数等 3校 2 雇用形態(調理員) 町臨時職員 3 委託状況 該当なし。

(様式2) その2

(46) 学校教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
1 対象事業 中体連が主催する九州・全国大会 2 対象経費及び補助率 交通費、宿泊費及び昼食費の2分の1	1 対象事業 各種対外競技 (地区、県、九州、全国大会等) 2 対象経費及び補助率 事業計画書、収支予算書をもって審査し、 補助金額を決定する。	対象事業、補助率等が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
すべてセンター校 1 学校数等 5校(1場) 2 雇用形態(調理員) 町臨時職員、パートタイマー 3 委託状況 配送、回収	すべてセンター校 1 学校数等 4校(1場) 2 雇用形態(調理員) 町職員、町公共施設管理公社職員 3 委託状況 調理、配送、回収、洗浄の一部	学校給食の運営形態及び調理員の雇用形態が異なる。	桜島町は、合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 吉田町、松元町及び郡山町の共同調理場は、合併時にそれぞれ鹿児島市の学校給食センターとして引き継ぐものとし、鹿児島市と同一の管理運営とすることを基本に合併する年度の翌年度までに調整する。

(46) 学校教育事業

教育専門部会

項 目	現 況												
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町										
20 給食費	<p>自校方式校 各校の食材料費によりそれぞれ算定し、各校で異なる。</p> <p>センター校 学校給食センターの食材料費により算定し、各校すべて同額である。</p> <p>〔参考〕</p> <table border="0"> <tr> <td>自校方式校(平均)</td> <td>センター方式校</td> </tr> <tr> <td>1 小学校 219円90銭</td> <td>1 小学校 210円04銭</td> </tr> <tr> <td>2 中学校 257円46銭</td> <td>2 中学校 246円70銭</td> </tr> </table>	自校方式校(平均)	センター方式校	1 小学校 219円90銭	1 小学校 210円04銭	2 中学校 257円46銭	2 中学校 246円70銭	<p>全校センター方式につき、学校給食センターの食材料費により算定し、各校すべて同額である。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 小学校 202円</td> </tr> <tr> <td>2 中学校 248円</td> </tr> </table>	1 小学校 202円	2 中学校 248円	<p>全校自校方式につき、各校の食材料費によりそれぞれ算定し、各校で異なる。</p> <p>(平均)</p> <table border="0"> <tr> <td>1 小学校 234円</td> </tr> <tr> <td>2 中学校 287円</td> </tr> </table>	1 小学校 234円	2 中学校 287円
自校方式校(平均)	センター方式校												
1 小学校 219円90銭	1 小学校 210円04銭												
2 中学校 257円46銭	2 中学校 246円70銭												
1 小学校 202円													
2 中学校 248円													
1 小学校 234円													
2 中学校 287円													
21 教育相談の充実	<table border="0"> <tr> <td>1 教育相談室相談員 相談員 5人 報酬額 月額127,300円</td> </tr> <tr> <td>2 市独自のスクールカウンセラー 相談員 8人 報酬額 月額127,300円</td> </tr> <tr> <td>3 適応指導教室 設置 2校 相談員 2人</td> </tr> <tr> <td>4 相談員への研修 月1回実施</td> </tr> </table>	1 教育相談室相談員 相談員 5人 報酬額 月額127,300円	2 市独自のスクールカウンセラー 相談員 8人 報酬額 月額127,300円	3 適応指導教室 設置 2校 相談員 2人	4 相談員への研修 月1回実施	<p>該当なし。</p>	<p>相談員2人(年1回開催、谷山病院医師1人、他町中学校教諭1人) 報酬額：時給5000円，3000円×5時間 該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p>						
1 教育相談室相談員 相談員 5人 報酬額 月額127,300円													
2 市独自のスクールカウンセラー 相談員 8人 報酬額 月額127,300円													
3 適応指導教室 設置 2校 相談員 2人													
4 相談員への研修 月1回実施													

(様式2) その2

(46) 学校教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>全校センター方式につき、学校給食センターの食材料費により算定し、各校すべて同額である。</p> <p>1 小学校 210円</p> <p>2 中学校 250円</p>	<p>全校センター方式につき、学校給食センターの食材料費により算定し、各校すべて同額である。</p> <p>1 小学校 210円63銭</p> <p>2 中学校 248円38銭</p>	<p>給食費が異なる。</p>	<p>給食費の積算方法については、合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>「社会教育指導員」として4人を中央公民館に配置、業務内容の一部で教育相談やスクールカウンセラーなども行っているが社会教育が中心。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p>	<p>相談員2人</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p>	<p>相談員の配置および報酬額が異なる。</p> <p>スクールカウンセラーの配置、旅費、勤務形態が異なる。</p> <p>鹿児島市のみ。</p> <p>鹿児島市のみ。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。合併する年度は現行どおりとする。</p>

(47) 社会教育事業の取扱いについて

行政制度等の調整方針(案)

(47) 社会教育事業

教育専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 体育指導委員制度	体育指導委員数 136人 配置 59小学校区から各2人及び 教育委員会推薦18人 任期 2年間 報酬 日額3,080円	体育指導委員数 10人 配置 5小学校区から2人程度 任期 2年間 報酬 日額5,200円	体育指導委員数 10人 配置 町内10地域から各1人 任期 2年間 報酬 日額5,600円
2 学校体育施設開放事業	1 開放校数 90校 2 開放時間 平日19:00~21:00 土曜13:30~17:00 日祝 9:00~17:00 3 使用料 照明料	1 開放校数 7校 2 開放時間 平日19:00~21:00 土曜13:30~17:00 日祝 9:00~17:00 3 使用料 照明料	1 開放校数 3校 2 開放時間 全曜日17:00~21:00 3 使用料 無

(様式2) その2

(47) 社会教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
体育指導委員数 12人 配置 地域公民館12地域のうち 11地域から1人程度 任期 2年間 報酬 日額4,200円	体育指導委員数 7人 配置 3小学校区から2人程度 任期 2年間 報酬 日額4,200円	体育指導委員の配置、報酬が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
1 開放校数 5校 2 開放時間 平日 18:00~22:00 土曜(屋内)18:00~22:00 (屋外)13:00~22:00 日祝 9:00~22:00 3 使用料 照明料	1 開放校数 4校 2 開放時間 土曜 13:00~17:00 日祝 8:00~17:00 学校休業日 8:00~17:00 上記以外 18:00~22:00 3 使用料 照明料	開放時間等が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(47) 社会教育事業

教育専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
3 各種スポーツ大会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民体育大会(体協と共催) ・ママさんバレーボール大会(体協と共催) ・市民卓球大会(体協と共催) ・市民バドミントン大会(体協と共催) 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民運動会 ・壮年バレーボール大会 ・壮年ソフトボール大会 ・町内一周駅伝大会 ・クロスカントリー大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・桜島町民大運動会 ・夏季体育大会(教育振興会が主催) ・桜島杯争奪男女混成バレーボール大会(体協と共催) ・南日本小学生バレーボール大会(体協と共催) ・さくらじまカップ小学生バドミントン大会(体協と共催) ・桜島爆発記念地域対抗駅伝競走大会 ・U-10 マグマカップサッカー大会 ・南日本チビっ子サッカー大会(体協と共催) ・火の島ソフトバレーボール大会 ・ランニング桜島大会
4 海水浴場	磯海水浴場 1 開設期間 7月10日～8月31日 2 使用料等の徴収 荷物預かり料 大人(高校生以上) 1回100円 小人(中学生以下) 1回50円 3 管理棟の設置 有 4 管理棟の期間外の開放 実施している 5 教育委員会 所管 (市河川港湾課から海浜を借用し開設する)	該当なし。	西道海水浴場 1 開設期間 7月20日～8月31日 2 使用料等の徴収 無 3 管理棟の設置 有(建設課所管) 4 管理棟の期間外の開放 実施していない 5 教育委員会 所管 (県土木事務所から海浜を借用し開設する)

(様式2) その2

(47) 社会教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<ul style="list-style-type: none"> ・町民体育大会(体協と共催) ・公園杯バレーボール大会 ・全九州卓球まつもと選手権大会 ・西日本中学選抜オープン卓球大会 ・公園杯ソフトボール大会 ・公園杯グラウンドゴルフ大会 ・公園杯ゲートボール大会 ・お茶まつりバレーボール大会 ・夏季バレーボール大会 ・お茶まつりソフトボール大会 ・町内一周駅伝競走大会 ・町ソフトバレーボール大会 ・お茶まつり弓道大会 ・お茶まつりジョギング大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民体育祭(体協と共催) 	大会規模等が異なる。	4町のスポーツ大会については、実施主体等について合併時までに調整する。
該当なし。	該当なし。	開設期間等が異なる。	桜島町の海水浴場の開設期間や同期間中の管理運営については、鹿児島市の制度に統合することを基本に合併時までに調整するものとする。

行政制度等の調整方針(案)

(47) 社会教育事業

教育専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
5 体育施設	1 鹿児島アリーナ 2 市民体育館 3 鴨池公園(野球場・多目的屋内運動場・水泳プール・広場・テニスコート) 4 東開庭球場	1 文化体育センター 2 総合運動公園(グラウンド・テニスコート) 3 ゲートボール場 4 屋外運動場照明施設(吉田南中) 運動公園施設設置基金 3,931千円	1 総合体育館 2 勤労者体育センター 3 溶岩グラウンド(第1・第2・第3) 4 桜島町クラブハウス 5 運動広場(12広場) 6 桜島町溶岩グラウンド照明施設
6 スポーツ大会出場補助金	1 対象経費 日本スポーツ少年団が主催する全国・九州ブロック大会へ単位スポーツ少年団が出場する際の選手派遣に要する経費 2 補助金額 50,000円	該当なし。	1 対象経費 桜島町スポーツ少年団に登録している者が、県代表として九州大会・全国大会に出場した際の交通費及び宿泊費 2 補助率 全国大会は全額、九州大会は半額

(様式2) その2

(47) 社会教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
1 せせらぎ公園町民プール 2 武道館 3 弓道場 4 屋外運動場照明施設 (松元小・東昌小・春山小・石谷小)	1 早馬球技場 2 花尾運動場 3 弓道場 4 屋外運動場照明施設(郡山中)	開設時間、申込方法、減免規定等が異なる。	4町の社会体育施設は合併時に鹿児島市の社会体育施設として引き継ぐものとし、管理運営については、鹿児島市の制度に統合することを基本に合併時まで調整するものとする。また、照明施設は、設備という位置付けとし、学校に設置してある照明施設は、学校体育施設開放事業の利用に供するものとする。 吉田町の運動公園施設設置基金については、合併時に廃止し、鹿児島市の一般会計の歳入に繰り入れる。
該当なし。	該当なし。	補助率等が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。

(47) 社会教育事業

教育専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
7 自治公民館活動補助金 (運動場整備等)	該当なし。	該当なし。	該当なし。
8 市(町)民文化活動推進事業	市内の各文化団体と共催で鹿児島市民文化祭をおこなっているほか、ふるさと芸能祭を実施している。 市民文化祭参加行事：14行事 共催負担金交付団体：15団体	町の文化団体と共催で生涯学習推進大会・文化祭を実施。	ふるさと秋祭りにおける文化協会団体の発表 芸能発表10団体、展示発表5団体
9 文化団体との共催事業の推進事業	市の文化振興に寄与する各種事業を各文化団体との共催で実施し、経費の一部を共催負担金として支出している。	文化協会の運営と会員の研修活動、他必要と認められる事業に要する経費として補助金を交付している。	文化協会の活動の充実を図るため補助金を交付している。

(様式2) その2

(47) 社会教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	1 運動場新設及び拡張事業 (1)新設する運動場の造成及び整地 (利用面積1,000㎡以上)は 200,000円以内 (2)新設する運動場の造成及び整地 (利用面積500㎡以上1,000㎡ 未満)は100,000円以内 (3)拡張のための造成及び整地 (既設面積1,000㎡未満のもので 500㎡以上拡張するもの)は 100,000円以内 2 運動場施設設備整備事業 水道・防球ネット、便所、照明施 設(バレーボール競技ができる 程度の照度を有するもの)は 事業費の50%以内	郡山町のみ。	合併時に廃止する。
文化のまちづくりを進めるために、町文化協会と共催で松元町文化祭を行っている。 平成14年度実績： 展示者数850人 芸能部門出演者320人	町文化協会と共催で郡山町文化祭を実施 参加団体37団体	生涯学習団体と文化団体との区分けが異なる。	現行どおりとする。ただし、郷土芸能については、鹿児島市のふるさと芸能祭の参加団体として取り込むものとする。
町文化協会との共催で町文化祭を実施し、補助金を交付している。	文化振興に寄与する文化協会の活動の充実を図るため補助を行っている。	文化団体への補助金の交付等が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(47) 社会教育事業

教育専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
10 文化財保護管理事業	文化財審議会の開催...年2回 異人館・玉里邸の保護管理及び庭園整備 その他文化財の保護・管理、調査 文化財説明板等の設置	文化財保護審議会の開催...年4回 文化財の保護・管理及び整備 文化財説明板等の設置	文化財保護審議会の開催...年3回開催 文化財説明看板の設置 文化財防火デー・文化財ウォッチング歩こう会
11 市(町)指定文化財保護事業	指定文化財の適正な保存管理と活用を図るために保存に係る経費の一部を補助する。 1 県指定「福昌寺」の整備 200千円 2 県指定「天吹」・「薩摩琵琶」 150千円(75千円×2)	町指定文化財について、文化財の保存、管理または修理と活用を図るために保存に係る経費の一部を補助する。 町指定文化財 19か所	町指定文化財保存管理に係る経費の一部を補助する。 石塔5か所、貝塚、生木...各10千円 建造物...20千円

(様式2) その2

(47) 社会教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
文化財保護審議会の開催...年3回 文化財保護審議会委員県外研修(2年に1回) 文化財の保護・管理、調査及び町指定文化財等整備 文化財説明板等の設置	文化財保護審議会の開催...年4回 県・町文化財清掃委託 文化財案内板設置 文化財標柱設置	文化財審議会の定数、開催数等が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。 4町の指定文化財は、鹿児島市文化財審議会の審議を経て、鹿児島市の指定文化財として引き継ぐものとする。
1 県指定文化財「入佐田の神」 敷払い賃金...39千円 2 町指定文化財保護協力謝礼 ...4か所40千円 3 町田家の墓敷払い賃金・五輪塔 及び石塔補修...708千円 4 町田家の墓土地借上げ料 ...4千円	町指定文化財の保存又は修理につき、特に必要と認める場合は、管理責任者又は保持者、保持団体等に対して補助金を交付することができる。	補助の対象、補助額等が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(47) 社会教育事業

教育専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
12 図書館	(1) 図書館名 鹿児島市立図書館 (2) 形態 併設(科学館) (3) 延床面積 5,146㎡ (4) 開館年 平成2年 (5) 移動図書館数 2台 (6) 分館・分室 6(公民館図書室) (7) 開館時間 9:30~18:00 平日の金曜 19:00まで (8) 休館日 毎週火曜日、年末年始 (9) 祝日 開館 (10) 地域外住民への貸出 通勤通学者 (11) 貸出冊数 計5冊 (12) 貸出期間 2週間 (13) 予約制限 5冊まで	(1) 図書館名 吉田町中央公民館 図書室 (2) 形態 併設(町中央公民館) (3) 延べ床面積 55㎡ (4) 開館年 昭和50年 (5) 移動図書館数 なし (6) 分館・分室 なし (7) 開館時間 8:30~16:30 (8) 休館日 毎週土・日曜日 (9) 祝日 閉館 (10) 地域外住民への貸出 鹿児島市・始良町・蒲生町 (11) 貸出冊数 計3冊 (12) 貸出期間 10日 (13) 予約制限 予約は受け付けていない	(1) 図書館名 桜島町公民館図書室 (2) 形態 併設(町公民館) (3) 延べ床面積 34㎡ (4) 開館年 昭和56年 (5) 移動図書館 なし (6) 分館・分室 1(公民館図書室) (7) 開館時間 8:30~17:00 (8) 休館日 年末年始 (9) 祝日 閉館 (10) 地域外住民への貸出 未実施 (11) 貸出冊数 計2冊 (12) 貸出期間 2週間 (13) 予約制限 2冊まで

(様式2) その2

(47) 社会教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
(1) 図書館名 松元町中央公民館図書室 (2) 形態 併設(町中央公民館) (3) 延べ床面積 93m ² (4) 開館年 昭和57年 (5) 移動図書館 なし (6) 分館・分室 なし (7) 開館時間 8:30~17:00(火・木) 8:30~22:00(月・水・金) 10:00~20:00(土) 10:00~17:00(日) (8) 休館日 なし (9) 祝日 閉館 (10) 地域外住民への貸出 伊集院町 (11) 貸出冊数 児童5、一般5、計10冊 (12) 貸出期間 2週間 (13) 予約制限 予約は受け付けていない	(1) 図書館名 郡山町中央公民館図書室 (2) 形態 併設(町中央公民館) (3) 延べ床面積 78m ² (4) 開館年 昭和53年 (5) 移動図書館 なし (6) 分館・分室 なし (7) 開館時間 8:30~17:00 (8) 休館日 毎週土曜日午後 (9) 祝日 閉館 (10) 地域外住民への貸出 未実施 (11) 貸出冊数 計5冊 (12) 貸出期間 10日 (13) 予約制限 5冊まで	開館時間、休館日等が異なる。	4町の図書室については地域公民館図書室として、合併時に鹿児島市に引き継ぐものとする。 管理運営については、合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。合併する年度は現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(47) 社会教育事業

教育専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
13 生涯学習推進懇話会	1 委員数 15人(関連機関・団体代表、学校代表、民間企業代表、学識経験者等) 2 開催回数 必要に応じて招集(通常年1～2回開催) 3 その他 幹事会や専門部会の設置	1 委員数 15人(町長、関係機関・団体長、学校代表、学識経験者等) 2 開催回数 年2回	1 委員数 20人(議会議長、教育委員長、各種団体長、学校長、PTA会長等) 2 開催回数 年1～2回
14 公民館の設置	市内を8つのブロックに分けた8館体制で、市民の生涯学習の推進や社会教育の振興を図っている。 延床 2,000㎡程度	中央公民館が1館が設置されている。 延床 890㎡	中央館1館 地区館1館 地区分館1館が設置されている。 延床 中央館 1,090㎡ 地区館 414㎡ 分館 50.8㎡

(様式2) その2

(47) 社会教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
1 委員数 46人(町役場4役課長 教育委員会、各種団体長、各小中学校長、民間企業代表) 2 開催回数 年2回(5月、1月)	1 委員数 41人(関係機関・団体代表・学校代表・行政関係者) 2 開催回数 必要に応じて招集する。 (年2回開催)	生涯学習推進会議の委員数、開催回数等が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
中央公民館が1館が設置されている。 延床 1,305.80㎡	中央公民館が1館が設置されている。 延床 1,356.40㎡	公民館の設置状況、規模が異なる。	吉田町、松元町及び郡山町の中央公民館並びに桜島町公民館については、合併時に地域公民館として引き継ぐものとし、桜島町の白浜地区公民館及び同新島分館については、現行どおりの利用とするが、合併時に校区公民館として引き継ぐものとする。

行政制度等の調整方針(案)

(47) 社会教育事業

教育専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
15 公民館運営審議会	1 地域公民館運営審議会の開催 (1) 8 地域公民館それぞれに設置 各年 2 ~ 3 回開催 (2) 委員数 合計 5 9 人 2 一般事務費 地域公民館の事務管理及び運営に関する事項 3 公民館総合補償制度への加入 (8 館)	1 公民館運営審議会の開催 (1) 年 5 回開催 (2) 委員数 1 5 人 3 公民館総合補償制度への加入 (中央公民館)	1 公民館運営審議会の開催 (1) 年 2 回開催 (2) 委員数 合計 1 2 人 2 一般事務費 公民館の事務管理及び運営に関する事項 3 公民館総合補償制度への加入 (未加入)
16 校区公民館活動推進・校区公民館整備	小学校の敷地内にあり、管理を学校に、運営を校区公民館運営審議会に委ねた社会教育施設 1 校区公民館の振興・充実 (1) 校区公民館運営審議会の機能充実 (2) 学習活動の拡充 (3) 地域づくり活動の充実 (4) 青少年健全育成活動の推進 2 校区公民館の維持管理 施設設備の点検・補修 3 備品整備 (パイプイス・長机)	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(47) 社会教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
1 中央公民館運営審議会の開催 (1) 町中央公民館に設置 年3回開催 (2) 委員数 合計10人 2 一般事務費 中央公民館の事務管理及び運営に 関する事項 3 公民館総合補償制度への加入 (未加入)	1 公民館運営審議会の開催 (1) 中央公民館に設置 年2回開催 (2) 委員数合計14人 2 一般事務費 中央公民館の事務管理及び運営に 関する事項 3 公民館総合補償制度への加入 (中央公民館)	公民館運営審議会の委員数、開催回数等が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	鹿児島市の制度を適用して、校区公民館を各町に置くこととするが、施設の整備が進んでいない校区については、当面余裕教室等の活用を図るものとする。校区公民館運営審議会は合併する年度から起算して3年度を経過した年度までに順次整備する。

行政制度等の調整方針(案)

(47) 社会教育事業

教育専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
17 生涯学習フェスティバル開催	生涯学習フェスティバルの開催 (1)ステージ部門 ・オープニング、開会行事 ・表彰式、講演 ・シンポジウム (2)展示部門 ・41関係団体	生涯学習推進大会 (1)ステージ部門 ・開会行事、表彰式 ・舞台発表 (2)展示部門 ・公民館講座生作品	生涯学習推進大会 (秋まつり前夜祭) (1)ステージ部門 オープニング、地域芸能 文化協会芸能発表 (2)展示部門 公民館講座生徒作品展 児童・生徒作品展
18 社会教育委員・社会教育指導員	1 社会教育委員を委嘱し、会議を開く。 委員数20人 会議数年4回 2 社会教育指導員を置く。 生涯学習課 4人 地域公民館18人	1 社会教育委員を委嘱し、会議を開く。 委員数15人 会議数年5回 2 社会教育指導員を置く。 中央公民館2人	1 社会教育委員を委嘱し、会議を開く。 委員数12人 会議数年4回 2 社会教育指導員を置く。 町公民館1人
19 社会教育功労者・優良団体表彰	鹿児島市社会教育功労者・優良団体表彰選考要項	吉田町教育功労者表彰規定	桜島町民表彰規程

(様式2) その2

(47) 社会教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
町生涯学習推進大会 (1)開会行事 (2)表彰式 (3)講演 (4)閉会式 展示部門なし 町青少年健全育成大会と同時開催	生涯学習大会の開催 (1)ステージ部門 開会行事(表彰式) 講演 活動発表 (2)展示部門生涯学習の作品展示 (学校, 関係団体)	実施状況が異なる。	鹿児島市の「生涯学習フェスティバル」は現行どおり実施し、4町で実施している生涯学習推進大会等については、地域総合文化祭として実施する。
1 社会教育委員を委嘱し、会議を開く。 委員数20人 会議数年4回 2 社会教育指導員を置く。 中央公民館4人	1 社会教育委員を委嘱し、会議を開く。 委員数14人 会議数年2回 2 社会教育指導員を置く。 社会教育課1人 中央公民館2人	社会教育委員、社会教育指導員の人数等が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
松元町生涯学習推進に関する表彰規程	該当なし。	表彰規程等が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(47) 社会教育事業

教育専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
20 子ども会育成事業	1 あいご主事(子ども会指導者)研修会の開催 あいご主事 147人 月額 3,500円 研修会(5月、10月)	1 該当なし。	1 該当なし。
	2 各校区の子ども会育成者研修 謝金なし。 校区あいご会研修会 各校区毎に開催	2 研修会(5月) 出席者謝金 1回1,000円 該当なし。	2 研修会(5月) 謝金なし。 該当なし。
	3 子ども会リーダー研修会開催 6月実施	3 5月実施 小45人、中5人	3 3月実施 小16人、中18人
	4 子ども会大会の実施 1月実施	4 7月実施	4 10月実施
21 新成人のつどい	期日:平成15年1月13日 実行委員会制度 報酬なし 記念品:記念誌(単価270円)	平成15年1月3日 実行委員会制度 報酬なし 記念写真代(単価1,630円)	平成15年1月3日 実行委員制度 報酬なし 「社会人」についての知識本(単価1,000円)

(様式2) その2

(47) 社会教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
1 社会教育推進協力員(5人) 年額5,000円 各小中学校に1人ずつ。	1 自治公民館育成会長20人 理事会年5回開催	研修会や子ども大会の開催状況等が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
2 町子ども会育成研修 謝金なし。 該当なし。	2 育成指導者研修会 謝金なし。 該当なし。		
3 6月実施 小60人、中20人	3 インリーダー研修会 子ども会、高校生クラブなどの リーダーの育成		
4 まつもとジュニアドリームフェ スティバル実施(11月実施)	4 町子ども会運営研究会 年1回活動発表会等		
平成15年1月12日 実行委員会制度 報酬なし アルバム(単価3,000円)	平成15年1月5日 実行委員会制度 報酬なし 集合写真(単価1,800円)	新成人のつどい開催の期日・会場・記念品等 が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

(47) 社会教育事業

教育専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
22 青少年生活体験・交流事業	青少年生活体験・交流事業 ・輝北町の小・中学生との交流	該当なし。	火の島交流事業 熊本県阿蘇町の小・中学生との交流
23 ジュニアリーダー養成	<p>1 ボランティアジュニアリーダー養成 カレッジ 参加者 中学1・2年生55人 (H15) 場所 市立少年自然の家 期日 夏休み期間中 期間 1泊2日</p> <p>2 九州都市中学生交流大会派遣事業 参加者 中学2年生61人 (H15) 場所 九州6都市持回り 期日 夏休み期間中 期間 3泊4日</p>	<p>1 輝楽里よしだ アドベンチャーキッズ 参加者 小6～中3 24人 (H15) 場所 輝楽里よしだ 期日 夏休み期間中 期間 3泊4日</p>	<p>1 子ども会リーダー宿泊研修 参加者 小・中学生46人 (H15) 場所 大隅少年自然の家 期日 2月末 期間 1泊2日</p>

(様式2) その2

(47) 社会教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	青少年の船事業 知名町との交流 (5泊6日)	交流相手等が異なる。	鹿児島市の輝北町との交流は現行どおりとし、桜島町の火の島交流及び郡山町の青少年の船事業については、合併時までに交流相手の意向や地域の実情も踏まえ、交流の内容について協議するものとする。
1 ジュニアリーダー派遣事業 参加者 小11人、中9人 (H15) 場所 東京都・滋賀県 期日 8/3~7 期間 4泊5日	1 町インリーダー研修会 参加者 中学生32人(H15) 場所 郡山町八重山公園 期日 5/31~6/1 期間 1泊2日	研修場所、期間等が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(47) 社会教育事業

教育専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
24 青少年問題協議会	委員 32人 報酬 委員 10,300円 委員長 11,500円	委員 11人 報酬 5,200円	委員 20人以内 報酬 5,400円(保健福祉課で対応)
25 青少年育成市民会議	心豊かで元気あふれる「さつまっ子」育成市民会議 委員 50人	青少年育成町民会議 委員 15人	教育振興会 委員 17人
	1 心豊かで元気あふれる「さつまっ子」を育てる市民運動の実施	該当なし。	該当なし。
	2 明るく楽しい学校づくり市民大会	該当なし。	該当なし。
	3 事業実施状況のまとめ(評価・検証)	該当なし。	該当なし。
	4 青少年を育てる運動の実施 年4回(春・夏・秋・冬)実施	広報・啓発活動 啓発ポスターなし	該当なし。

(様式2) その2

(47) 社会教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
委員10人 出会謝金1人1回 4,500円	委員12人 報酬 5,100円	委員数・構成や報酬額が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
青少年健全育成協議会 委員81人(謝金2,000円)	青少年育成町民会議 委員25人(謝金2,000円)	会議の名称や委員、活動内容等が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
あいさつレインボー運動 青少年育成地域セミナー	該当なし。		
青少年健全育成大会 (事例発表・講演など生涯学習推進大会と同時開催)	2指定校(1年)年1回 オープニング発表など		
該当なし。	該当なし。		
啓発ポスターなし	啓発活動		

行政制度等の調整方針(案)

(47) 社会教育事業

教育専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
26 国内外研修事業補助金	該当なし。	該当なし。	国内外研修によって、視野を広げ、地域社会に貢献できる人材育成をする。 対象者：本町に1年以上居住の18歳以上の個人・団体 限 度：同一目的又は同一の研修先の申請は年1回、旅費の1/2 補助額：100万円(15年度) 14年度実績4件(4グループ45人熊本、岐阜、大分、指宿)(企画調整課主管)

(様式2) その2

(47) 社会教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。

(48) その他事業の取扱いについて

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(48) その他事業

企画・総務・市民・議会専門部会

番号	部会	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	松	元	郡	山	区分	経過
1	企画	総合計画											B	
2	企画	土地開発公社											B	
3	企画	地域総合整備資金貸付事業			×		×		×				B	
4	企画	地域新エネルギービジョン策定事業			×		×		×				A	
5	企画	水源かん養林造成促進対策事業			×		×		×		×		B	
6	企画	郡山町ふるさと大賞	×		×		×		×				C	
7	企画	複合施設等	-										A	
8	総務	情報公開制度											B	
9	総務	個人情報保護制度											B	
10	総務	行政手続制度											B	
11	総務	町民音頭等	×										A	
12	総務	土地開発基金											B	
13	総務	業者登録事務											B	
14	総務	選挙公報及び投票所入場券											B	
15	市民	テレビジョン受信設備設置に対する補助事業						×		×			B	
16	議会	議会広報											B	
17														
18														
19														
20														

番号	部会	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	松	元	郡	山	区分	経過
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
31														
32														
33														
34														
35														
36														
37														
38														
39														
40														

- (注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。
- (注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)
- (注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

(48) その他事業

企画専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 総合計画	第四次総合計画 計画期間 基本構想：平成14～23年度 基本計画：平成14～23年度 実施計画：平成14～17年度	第四次総合振興計画 計画期間 基本構想：平成15～24年度 基本計画： (前期)平成15～19年度 実施計画：平成15～19年度	第五次総合振興計画 計画期間 基本構想：平成13～22年度 基本計画： (前期)平成13～16年度 (後期)平成17～22年度 実施計画：平成13～16年度
2 土地開発公社	鹿児島市土地開発公社 保有地 谷山駅周辺地区リニューアル整備事業用地 鹿児島実業高校跡地取得事業用地 都市計画道路事業用地(2路線) 横井埋立処分場2工区覆土取場整備 事業用地	県町村土地開発公社 吉田町支社 管理地 佐多浦工業団地 (平成15年度中に処分見込)	県町村土地開発公社 桜島町支社 管理地 該当なし。
3 地域総合整備資金貸付事業	貸付実績：11件 貸付金額：19億8,500万円 貸付事業実績：老人保健施設建設事業、 ソフトウェア開発センター事業など 審査会：あり 組織体制： 事業の総括窓口(企画調整課) 貸付金の予算計上・実行(所管課)	該当なし。	該当なし。
4 地域新エネルギービジョン策定事業	策定年度：平成14年度 目標年度：平成23年度	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(48) その他事業

企画専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
第四次総合振興計画 計画期間 基本構想：平成12～21年度 基本計画： (前期)平成12～16年度 (後期)平成17～21年度 実施計画：平成15～17年度	第四次総合振興計画 計画期間 基本構想：平成6～15年度 基本計画： (前期)平成6～10年度 (後期)平成11～15年度 実施計画：平成13～15年度	今後策定される市町村建設計画の内容を踏まえて、総合計画の見直しについて検討する必要がある。	合併後に第四次鹿児島市総合計画を基に、市町村建設計画との整合を図る中で基本計画等を見直す。
県町村土地開発公社 松元町支社 管理地 中尾団地 四元工業団地	県町村土地開発公社 郡山町支社 管理地 住宅用地販売促進事業 (油須木・上油須木団地) 住宅用地販売促進事業(甲突団地) (いずれも平成15年度中に処分見込)	事務取扱機関が異なる。	4町は、各町に係る県町村土地開発公社保有の土地を合併の日の前日までに買い戻し、県町村土地開発公社を合併の日の前日をもって脱退する。 財産については、合併時に鹿児島市に引き継ぐことを基本に合併時まで調整するものとする。
該当なし。	貸付実績：なし 貸付金額：なし 貸付事業実績：なし 審査会：なし 組織体制： 事業の総括窓口及び貸付金の予算計上・実行(企画振興課)	地域総合整備資金貸付要綱を制定しているのは、鹿児島市、郡山町のみ。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
該当なし。	策定年度：平成13～14年度 目標年度：特に設定していない。	鹿児島市、郡山町のみ。	現行どおりとする。 合併後に計画内容を検討する。

(48) その他事業

企画専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
5 水源かん養林造成促進対策事業	交付対象と補助事業・金額 市森林組合 普及指導事業(100万円/年) 郡山町及び甲突川水源涵養林推進協議会 普及指導事業(100万円/年)、 森林の造成及び整備に係る事業 (500万円/年) 吉田町及び吉田町稻荷川水源涵養林造成 促進対策協議会 普及指導事業(100万円/年)、 森林の造成及び整備に係る事業 (350万円/年)	該当なし。	該当なし。
6 郡山町ふるさと大賞	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(48) その他事業

企画専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	本事業の対象区域には吉田町、郡山町が含まれているが、合併後は一元化して全市的に水源かん養林造成促進に取り組む必要がある。	水源かん養林造成促進対策事業で実施している事業については、合併する年度の翌年度に鹿児島市の森林資源造成事業等の制度を適用する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	対象：団体・グループ、個人 支給額： 大 賞（1組）50,000円×1 奨励賞（2組）30,000円×2	郡山町のみ。	合併時に廃止する。

(48) その他事業

企画専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
7 複合施設等		<p>輝楽里よしだ館 ふれあいパークよしだ</p> <p>1 輝楽里よしだ館 (1) 施設の概要 建物構造 木造平屋建 建物面積 113㎡ 供用開始 平成14年度 展示販売室など (2) 管理運営 委託 輝楽里よしだ館運営組合 (3) 主な使用料 町内使用者 販売売上の25%以内 町外使用者 販売売上の30%以内 ただし、現在輝楽里よしだ館運営組合からは徴収していない。</p> <p>2 ふれあいパークよしだ (1) 施設の概要 施設面積 5,525㎡ 供用開始 平成10年度 県所有 土地 2,255㎡ 施設 駐車場, 四阿など 施設は県より管理を受託 町所有 土地 3,270㎡ (2) 管理運営 委託 輝楽里よしだ館運営組合 直営 (一部) 建設課 (3) 主な使用料 なし</p>	<p>火の島めぐみ館 桜島旬彩館</p> <p>1 火の島めぐみ館 (1) 施設の概要 建物構造 鉄筋コンクリート造 一部木造平屋建 建物面積 746.15㎡ 供用開始 平成12年度 物産直売所, 食事提供室など (2) 管理運営 直営 町職員2人(兼務) 臨時職員6人 (3) 主な使用料 多目的交流施設 1時間 200円 物産直売室 町内使用者 販売額の15%相当額 (桜島町農産加工グループ及び町内の公共的団体以外の事業所については、20%相当額) 町外使用者 販売額の30%相当額</p> <p>2 桜島旬彩館 (1) 施設の概要 建物構造 鉄骨造平屋建 建物面積 420.20㎡ 供用開始 平成7年度 調理加工室, 低温貯蔵庫, 研修室など (2) 管理運営 直営 町職員1人(兼務) (3) 主な使用料 加工室 1日 3,000円 夜間 2,500円</p>

(様式2) その2

(48) その他事業

企画専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>松元町平野岡健康づくり公園 (運動施設, 体育館・温泉施設, 茶山房)</p> <p>1 松元町平野岡健康づくり公園 (運動施設)</p> <p>(1) 施設の概要 施設面積 50,599㎡ 供用開始 平成3年度 多目的グラウンド, テニスコート, 補助グラウンド, 多目的ドーム (H15年度建築中) など</p> <p>(2) 管理運営 直営 (一部委託) 直営: 町職員3人 (うち2人兼務), 臨時職員2人, 委託: 民間 (清掃)</p> <p>(3) 主な使用料 ・多目的グラウンド 500円/時間 ・テニスコート 200円/面・2時間 ・補助グラウンド 200円/時間など</p> <p>2 松元町平野岡健康づくり公園 (体育館・温泉施設)</p> <p>(1) 施設の概要 建物構造 鉄筋コンクリート造2階建 一部鉄骨造 建物面積 5,247.46㎡ 供用開始 平成5年度 1階: 体育館, 温泉など 2階: 多目的室など</p> <p>(2) 管理運営 直営 (一部委託) 直営: 町職員3人 (うち2人兼務), 臨時職員2人, 委託: 民間 (清掃)</p> <p>(3) 主な使用料 ・体育館 500円/時間 ・浴場 大人 (高校生以上) 280円/回 中人 (6才以上中学生以下) 110円/回など</p>	<p>八重の里 竹林公園</p> <p>1 八重の里 (1) 施設の概要 建物構造 木造平屋建 建物面積 218.97㎡ 供用開始 平成8年度 展示販売室, 食品加工室など</p> <p>(2) 管理運営 委託 郡山町特産品協会</p> <p>(3) 主な使用料 物品売上額の30%以内 ただし, 現在, 町特産品協会へ無償貸付している。</p> <p>2 竹林公園 (1) 施設の概要 施設面積 5,636㎡ 供用開始 平成8年度 県所有 施設 駐車場, 四阿など 施設は県より管理を受託 県管理地 土地 1,452㎡ 町所有 土地 4,184㎡</p> <p>(2) 管理運営 委託 郡山町公共施設管理公社</p> <p>(3) 主な使用料 なし</p>	<p>管理運営及び使用料等が異なる。</p>	<p>吉田町、桜島町、松元町及び郡山町の複合施設については、合併時に鹿児島市に引き継ぐものとし、現行の住民サービス水準を低下させないことを基本に合併時まで調整するものとする。</p> <p>松元町の平野岡運動公園整備基金については、合併時に廃止し、鹿児島市の一般会計の歳入に繰り入れる。</p> <p>県が設置した吉田町のふれあいパークよしだ、桜島町の桜島港緑地施設 (緑地広場・人工海浜) 及び郡山町の竹林公園の施設については、管理業務を合併時に鹿児島市に引き継ぐものとする。</p> <p>郡山町の竹林公園が所在する土地のうち、県が占有許可する土地の使用については、合併時に地位を鹿児島市に引き継ぐことを基本に調整するものとする。</p>

(様式2) その2

(48) その他事業

企画専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>3 松元町平野岡健康づくり公園 (茶山房)</p> <p>(1) 施設の概要 建物構造 鉄筋コンクリート造2階建 建物面積 718.43㎡ 供用開始 平成7年度 1階 実習室、茶室など 2階 研修室、洋室</p> <p>(2) 管理運営 直営(一部委託) 直営:町職員3人(うち2人兼務), 臨時職員2人,委託:民間(清掃)</p> <p>(3) 主な使用料 ・研修 町内:100円/人・研修 町外:150円/人・研修 ・宿泊 町内:200円/人・泊 町外:300円/人・泊 など</p> <p>平野岡運動公園整備基金 4,830千円</p>	<p>八重山公園</p> <p>(1) 施設の概要 施設面積 73,152.66㎡ 供用開始 平成2年度 多目的広場,コミュニティ広場,交流促進 センター,コートジ(7棟),常設イベント, シャワー,炊事棟 など</p> <p>(2) 管理運営 委託 郡山町公共施設管理公社</p> <p>(3) 主な使用料 ・多目的広場 310円/時間 ・コミュニティ広場 2,040円/時間 ・人工刈 210円/台・時間 ・交流促進センター 基本料金 8,000円/室・泊 大人 1,050円/人・泊 小人(中学生以下) 525円/人・泊 ・コートジ 15,750円/棟・泊 ・イベント 3,000円/張・泊 ・入村料 大人 200円/人 小人(中学生以下) 100円/人 ・シャワー室 100円/回 など</p>		

行政制度等の調整方針(案)

(48) その他事業

企画専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
			<p>(3) 主な使用料</p> <p>入浴料 大人 300 円 小人 120 円 町民の65歳以上 150 円</p> <p>1日入浴券 大人 700円 小人 280円</p> <p>団体入浴 大人250円 (10名以上29名以下) 小人110 円 団体入浴 (30名以上) 大人230 円 小人100 円</p> <p>家族風呂 1時間以内 1,100 円 ロッカー等使用料 100~200 円</p> <p>3 桜島港緑地施設 (緑地広場)</p> <p>(1) 施設の概要 施設面積 10,000㎡ 供用開始 平成13年度 県所有 (施設: ボードウォーク, 展望所, 休憩所, 多目的トイレなど) 施設は県より管理を受託 町所有 (土地: 10,000㎡)</p> <p>(2) 管理運営 直営 (観光課)</p> <p>(3) 主な使用料 なし</p> <p>4 桜島港緑地施設 (人工海浜)</p> <p>(1) 施設の概要 施設面積 13,000㎡ 供用開始 平成14年度 県所有 (施設: 人工ビーチ, ボードウォーク, 園地多目的トイレなど) 施設は県より管理を受託 町所有 (土地: 13,000㎡)</p> <p>(2) 管理運営 直営 (観光課)</p> <p>(3) 主な使用料 なし</p>

(様式2) その2

(48) その他事業

企画専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
	<p>郡山町総合運動公園（総合運動公園・温泉活用型スパランド裸・楽・良）</p> <p>1 郡山町総合運動公園 （総合運動公園）</p> <p>(1) 施設の概要 施設面積 210,750㎡ 供用開始 平成9年度 多目的競技場，多目的広場， テニスコート，児童広場， グラウンドゴルフ場，交流施設， いこいの森，ジョギングコースなど</p> <p>(2) 管理運営 委託 （財）郡山町健康交流促進財団</p> <p>(3) 主な使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多目的競技場 アマチュア（児童生徒等） 全面 210 円 / 時間 ・多目的広場 アマチュア（児童生徒等） 全面 210 円 / 時間 ・テニスコート アマチュア（児童生徒等） 1 面 110 円 / 時間 ・グラウンドゴルフ アマチュア（児童生徒等） 占用 210 円 / 時間 		

行政制度等の調整方針(案)

(48) その他事業

企画専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
			さくらじま白浜温泉センター (1) 施設の概要 建物構造 鉄筋コンクリート3階建 建物面積 1,348㎡ 供用開始 平成5年度 一般浴場、福祉浴場、家族風呂 休憩室、食堂施設等 (2) 管理運営 直営(町民生活課) (3) 主な使用料 一般浴場 個人入浴料 大人 300円 小人 120円 町内居住の65歳以上の者 150円 回数券(大人) 12回分 2,900円 25回分 5,700円 回数券(町内居住の65歳以上の者) 10回分 1,500円 20回分 3,000円 団体(10名以上) 大人 200円 小人 100円 白浜温泉の日(毎月26日) 一律100円 福祉浴場(65歳以上の者、身体障害者手帳等の交付を受けている者) 町内居住の者 無料 上記以外の者 250円 家族風呂 1時間 1,100円

(様式2) その2

(48) その他事業

企画専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
	<p>2 郡山町総合運動公園 (温泉活用型スパランド裸・楽・良)</p> <p>(1) 施設の概要 建物構造 鉄骨造3階建・RC造 地下1階 建物面積 4,768.6㎡ 供用開始 平成12年度 ロビー, 売店, 洋風・和風 風呂, レストラン, 和食亭, 大広間, 研修室, スタジオ, トレーニングルーム ボディケアルーム リラクゼーションルーム 健康相談コーナー 客室18室(洋4, 和10, 和大3, 特別1) など</p> <p>(2) 管理運営 委託 (財)郡山町健康交流促進財団</p> <p>(3) 主な使用料 ・一般利用(バーデゾーン, 浴室, トレーニングルーム, スタジオ, リラクゼーションルームを一体 的に利用) 大人 1,200 円 小人 600 円 ・部分利用(一般利用部分から バーデゾーンを除いた施設を 一体的に利用) 大人 800 円 小人 400 円 ・大広間(全部利用) 2時間 12,000円 ・研修室 2時間 6,000円</p>		

(48) その他事業

総務専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
8 情報公開制度	鹿児島市情報公開条例(平成5年1月1日施行、全部改正平成13年4月1日施行) 請求件数:141件(平成14年度) 審査会:鹿児島市情報公開審査会を設置 開示手数料:なし	吉田町情報公開条例(平成15年4月1日施行) 請求件数:過去請求実績なし 審査会:町村会の設置する統一的審査会を利用 開示手数料:なし	桜島町情報公開条例(平成15年4月1日施行) 請求件数:過去請求実績なし 審査会:町村会の設置する統一的審査会を利用 開示手数料:なし
9 個人情報保護制度	鹿児島市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和61年8月1日施行) 開示請求実績:3件(平成14年度) 個人情報保護法及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の成立を踏まえ、国の水準に合わせた内容への改正を検討中	吉田町電子計算組織業務の管理運営に関する規程(平成4年10月13日施行) 個人情報の開示請求規定なし	桜島町個人情報の保護に関する条例(平成元年7月3日施行) 過去開示請求なし
10 行政手続制度	鹿児島市行政手続条例(平成9年7月1日施行)	吉田町行政手続条例(平成10年4月1日施行)	桜島町行政手続条例(平成10年4月1日施行)
11 町民音頭等	該当なし。	音頭 吉田音頭(昭和57年制定) ・作詞:高城俊男 ・作曲:土肥寛展 イメージキャラクター よしだスタチャン	音頭 桜島音頭 ・作詞:野村耕三 ・作曲:市川昭介 イメージソング(平成13年度制定) Flying 2001 Island"SAKURA" ・作曲:高橋宏樹 テーマ曲 マグちゃん(平成13年度制定) ・作曲:松原雅子 イメージキャラクター マグマ21 ・新潟県 信貴正明 ・ネーミング 濱本大君、萩原大樹君 (当時、町内の小学生)

(様式2) その2

(48) その他事業

総務専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
松元町情報公開条例 (平成14年4月1日施行) 請求件数 :6件 (平成14年度) 審査会 町村会の設置する統一的審査 会を利用 開示手数料 :なし	郡山町情報公開条例 (平成14年4月1日施行) 請求件数 :8件 (平成14年度) 審査会 町村会の設置する統一的審査 会を利用 開示手数料 :なし	1市4町とも制度有り。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
松元町電子計算組織の管理運営に関する規則 (昭和62年5月21日施行) 個人情報の開示請求規定なし	電子計算組織の管理運営に関する規則 (平成元年7月14日施行) 個人情報の開示請求規定なし	1市4町に電子計算組織に関する条例等有り。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
松元町行政手続条例 (平成10年7月1日施行)	郡山町行政手続条例 (平成10年4月1日施行)	1市4町とも制度有り。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
音頭 松元お茶音頭 (昭和52年4月制定) ・作詞 : 内与詩守 ・作曲 : 土肥寛展	音頭 郡山小唄 (昭和47年制定) ・作詞作曲 : 郡山町教育振興会 郡山音頭 (昭和41年制定) ・作詞作曲 : 郡山教育振興会 イメージソング 青と緑の宝箱 (平成9年4月) ・作詞 : 大迫真須美 ・作曲 : ムラカミ芳樹 ふるさとの風 ・作詞 : 小川道雄 ・作詞 : ムラカミ芳樹 イメージキャラクター レイシマン (平成14年度作製)	4町で音頭等を有している。	これまでの歴史、地域性等を踏まえ、各種イベント等の中で活用するものとする。

(48) その他事業

総務専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
12 土地開発基金	7,800,000千円(平成14年度末現在)	133,404千円(平成14年度末現在)	100,000千円(平成14年度末現在)
13 業者登録事務	登録 2年に1度本登録 (中間年に追加登録) 格付け 工事業者に実施	登録 2年に1度本登録 (随時追加登録) 格付け 工事業者に実施(県に準 じて)	登録 2年に1度本登録 (中間年に追加登録) 格付け 未実施
14 選挙公報及び投票所入場券	1.選挙公報 (1)配布方法 業者委託 2.投票所入場券(案内状) (1)交付方法 郵送	1.選挙公報 (1)配布方法 集落へ委託 未集落者は郵送 2.投票所入場券 (1)交付方法 郵送	1.選挙公報 (1)配布方法 集落(行政連絡員) へ委託 2.投票所入場券 (1)交付方法 行政連絡員により交 付

(様式2) その2

(48) その他事業

総務専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
297,500千円(平成14年度末現在)	292,308千円(平成14年度末現在)	基金の額に差がある。	4町の基金条例は合併の日の前日までに廃止し、現金については合併時に鹿児島市の一般会計の歳入に繰り入れ、土地については公有財産として引き継ぐものとする。
登録 2年に1度本登録 (新規企業のみ中間年に追加登録) 格付け 工事業者に実施	登録 工事のみ2年に1度本登録 (中間年には追加登録) 格付け 工事業者に実施	追加登録方法が異なる。 格付けの方法が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
1. 選挙公報 (1) 配布方法 集落(自治公民館長)へ委託 未加入者は郵送 2. 投票所入場券 (1) 交付方法 郵送	1. 選挙公報 (1) 配布方法 集落(自治公民館長)へ委託 未加入者は郵送 2. 投票所入場券 (1) 交付方法 郵送	選挙公報の配布方法が異なる。 桜島町のみ投票所入場券の交付方法が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

(48) その他事業

市民専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
15 テレビジョン受信設備設置に対する補助事業	<p>衛星放送受信設備設置補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業概要：NHKテレビジョン地上波の難視聴地域において衛星放送受信設備を設置する場合に補助する。 ・補助対象：NHK地上波の難視聴 ・事業内容：衛星放送受信設備設置に対する補助 ・申請者：個人又は共同受信組合 ・補助額：設置経費の1/4 (1世帯当り25,000円を限度) 	<p>テレビジョン難視聴地域解消事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業概要：テレビジョン難視聴地域で、共同受信施設組合が共同受信施設を設置する場合に補助する。 ・補助対象：NHK及び民放地上波の難視聴 ・事業内容：共同受信施設設置に対する補助 ・申請者：共同受信組合 (概ね30戸以上) ・補助額：対象経費から加入者負担分(30,000円×世帯数)を差し引いた額 <p>テレビジョン難視聴地域共同受信施設補修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業概要：共同受信施設補修事業に要する経費の一部を補助する。 ・補助対象：共同受信施設補修事業 ・補助額：補修事業費の1/2 	該当なし。

(様式2) その2

(48) その他事業

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	<p>テレビジョン難視聴地域解消事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業概要：テレビジョン難視聴地域で、共同受信組合が共同受信施設を設置する場合に補助する。 ・補助対象：NHK及び民放地上波の難視聴 ・事業内容：共同受信施設設置に対する補助 ・申請者：共同受信組合 (概ね20戸以上) ・補助額：対象経費から加入者負担分(30,000円×世帯数)を差し引いた額 	鹿児島市、吉田町、郡山町のみ。各市町で補助内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(48) その他事業

議会専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
16 議会広報	議会広報紙 発行回数 年4回 規格 タブロイド版 配布方法 業者委託による配布 点字版・音声版 発行回数 年4回 配布方法 市視覚障害者協会に委託し 希望者へ配布	議会広報紙 発行回数 年4回 規格 A4判 配布方法 集落囑託員による配布	議会広報紙 発行回数 年4回 規格 A4判 配布方法 行政連絡員による配布

(様式2) その2

(48) その他事業

議会専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
議会広報紙 発行回数 年4回 規格 A4判 配布方法 自治公民館長による配布	議会広報紙 発行回数 年4回 規格 A4判 配布方法 自治公民館長による配布	鹿児島市の議会広報紙の規格及び配布方法が異なる。 点字版・音声版は鹿児島市のみが発行している。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。